

産学官連携共同研究施設利用要領

制定 平成18年7月1日 18要領第48号

(15要領第47号の全部改正)

最終改正 令和5年4月1日 令04要領第54号 一部改正

(趣旨)

第1条 この要領は、産学官連携共同研究施設の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 産学官連携共同研究施設 国立研究開発法人産業技術総合研究所土地及びスペース管理規程（令02規程第27号）（以下、「土地及びスペース管理規程」という。）第2条第1号に規定するスペースのうち、産学官一体の技術開発体制の実現を可能とし、研究所の技術ポテンシャルを活用した新産業及びベンチャー企業の創出、育成を支援するための技術開発を行う場として理事長が指定するスペースをいう。

二 所長等 組織規程（26規程第72号）第22条の2第1項に規定する所長（つくばセンターの所長を除く。）及び同条第2項に定める事業所長をいう。

(産学官連携共同研究施設の指定)

第3条 産学官連携共同研究施設を置くことができる建物及びスペースは、別表のとおりとする。

(産学官連携共同研究施設統括責任者)

第4条 研究所に、産学官連携共同研究施設統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、企画本部長をもって充てる。

2 統括責任者は、産学官連携共同研究施設の運営を統括する。

(産学官連携共同研究施設の管理運営に係る事務)

第5条 統括責任者が行う産学官連携共同研究施設の管理運営に係る事務は、地域部が行う。

(産学官連携共同研究施設運営責任者)

第6条 産学官連携共同研究施設に、産学官連携共同研究施設運営責任者（以下「運営責任者」という。）を置き、当該産学官連携共同研究施設が置かれる事業所等を管理する所長等（つくばセンターにあつては、地域部長（地域部次長が置かれているときは地域部次長））をもって充てる。

2 運営責任者は、産学官連携共同研究施設を適切に管理し、及び効率的に運用するよう努めなければならない。

(利用基準)

第7条 産学官連携共同研究施設は、研究内容が国立研究開発法人産業技術総合研究所法（平成11年法律第203号）第11条第1項に定める業務のいずれかに該当し、経済産業大臣

から認可を受けた中長期計画（以下「中長期計画」という。）の範囲の研究であり、かつ、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合に限り利用できる。

- 一 国立研究開発法人産業技術総合研究所ベンチャー支援規程（令02規程第8号）第4条第3項の規定により称号付与を受けている者であるとき。
- 二 国立研究開発法人産業技術総合研究所共同研究規程（13規程第22号）により共同研究を行う者であるとき。
- 三 国立研究開発法人産業技術総合研究所受託研究規程（13規程第21号）により受託研究を行う者であるとき。
- 四 ベンチャー創出支援に関する外部機関との協定、合意等に基づき研究所の施設、研究装置等を利用する者であるとき。
- 五 運営責任者が特に必要と認める者であるとき。

（利用の申込み）

第8条 産学官連携共同研究施設の利用を希望する者は、統括責任者が別に定める様式により、理事長に申込みをしなければならない。

- 2 理事長は、前項の申込みがあったときは、当該事業所等に置かれる運営責任者及び環境安全本部長の意見を聴き、それを踏まえて利用の適否を決定する。
- 3 理事長は、利用の適否を第1項の申込みをした者に通知するものとする。ただし、利用を許可しないときは、その理由を添えるものとする。
- 4 前各項に規定する事務は、産学官連携共同研究施設を運営する事業所等の産学官連携推進室（つくばセンターにおいては、地域連携推進室。）が行う。

（利用期間）

第9条 産学官連携共同研究施設の利用期間は、中長期計画の期間を超えない範囲とする。ただし、理事長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（使用料）

第10条 第8条第3項の規定により産学官連携共同研究施設の利用の許可の通知を受けた者（以下「利用者」という。）は、有形固定資産等管理要領（20要領第3号）の定めるところにより、使用料を納付しなければならない。ただし、理事長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（目的外使用等）

第11条 利用者は、許可された用途以外の目的で、産学官連携共同研究施設を使用してはならない。

- 2 利用者は、第三者に産学官連携共同研究施設を使用させてはならない。

（利用の停止又は許可の取消）

第12条 理事長は、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、運営責任者に意見を聴き、産学官連携共同研究施設の利用の停止又は許可の取消しをするものとする。

- 一 前条の規定に違反したとき。
 - 二 研究所の規程等を遵守しなかったとき。
 - 三 利用に必要なないスペースを過剰に確保していると認められるとき。
- 2 利用者は、前項の規定により、産学官連携共同研究施設の利用の許可を取り消されたときは、1月以内に当該施設から退去しなければならない。

(利用内容の変更)

第13条 利用者は、次に掲げる事項を変更しようとするときは、統括責任者が別に定める様式により、理事長に変更の申込みをしなければならない。

- 一 第7条に規定する利用基準に関する事項
- 二 申込者
- 三 利用施設の用途
- 四 利用内容
- 五 利用計画
- 六 研究体制
- 七 利用期間
- 八 利用施設の改修
- 九 利用施設の変更

(変更の承認等)

第14条 前条の規定により変更の申込みがあった場合における変更の許可に係る手続きについては、第8条の規定を準用する。

2 前項の規定により許可された利用内容の変更等に関する費用については、利用者が負担するものとする。

(利用施設の返還)

第15条 利用者は、第9条の規定により定められた利用期間の満了前に、利用する産学官連携共同研究施設の返還を行おうとするときは、統括責任者が別に定める様式により、理事長に返還の申込みをしなければならない。

2 理事長は、前項の申込みがあったときは、当該返還を認める旨を利用者に通知するものとする。

(点検整備)

第16条 利用者は、研究所が実施する施設の各種点検整備について、協力しなければならない。

(安全管理体制)

第17条 利用者は、運営責任者の指示に従い、産学官連携共同研究施設の利用に係る安全管理責任体制を整備しなければならない。

(産学官連携共同研究施設への立入り)

第18条 所長等及びその指名する者は、当該所長等が管理する事業所等に置かれる産学官連携共同研究施設の安全、衛生、防火、救護その他運営上必要があると認めるときは、利用者の許可なく当該産学官連携共同研究施設に立ち入り、必要な措置を講ずることができる。

(損害賠償等)

第19条 利用者は、利用者の責めに帰すべき事由により産学官連携共同研究施設に損害を与えたときは、理事長の指定する期日までに補修し、又は金銭により賠償しなければならない。

2 利用者が産学官連携共同研究施設の利用中に利用者の責めに帰すべき事由により事故を発生させたときは、利用者の責任とし、研究所は一切の責任を負わないものとする。

(原状回復等)

第20条 利用者は、第9条の規定により定められた産学官連携共同研究施設の利用期間が満了したとき又は第15条の規定により利用期間満了前に産学官連携共同研究施設の返還が認められたときは、理事長が指定する期日までに原状回復を行った上で、当該産学官連携共同研究施設を引渡さなければならない。ただし、別に契約による定めがある場合においては、この限りでない。

2 前項本文の場合において、利用者は、原状回復に係る費用を負担するものとする。

(利用状況の報告)

第21条 運営責任者は、四半期ごとに産学官連携共同研究施設の利用状況を、地域部を経由して統括責任者に報告しなければならない。

(利活用の促進等)

第22条 統括責任者は、産学官連携共同研究施設の利用状況が不十分であると認めるときは、運営責任者に対し、改善をすべき旨の指示をすることができる。

2 統括責任者は、必要があると認めるときは、産学官連携共同研究施設の利用促進を図るために、環境安全本部その他関係部署と協議するものとする。

(雑則)

第23条 この要領に定めるもののほか、産学官連携共同研究施設の利用に関し必要な事項は、統括責任者又は運営責任者が別に決定する。

附 則 (18要領第48号・全部改正)

この要領は、平成18年7月1日から施行する。

附 則 (19要領第18号・一部改正)

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

附 則 (22要領第146号・一部改正)

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則 (24要領第40号・一部改正)

この要領は、平成24年8月1日から施行する。

附 則 (26要領第2号・一部改正)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (26規程第71号・一部改正)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (27要領第5号・一部改正)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (27要領第136号・一部改正)

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (27要領第149号・一部改正)

(施行期日)

第1条 この要領は、平成27年12月24日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要領の規定による改正前の産学官連携共同研究施設利用要領の規定によりした許可、通知その他の行為は、この要領による改正後の産学官連携共同研究施設利用要

領の相当規定に基づいて、運営責任者がした承認、指名その他の行為とみなす。

附 則（27要領第191号・一部改正）

（施行期日）

第1条 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この要領の規定による改正前の産学官連携共同研究施設利用要領の規定により運営責任者がした許可、通知その他の行為は、この要領による改正後の産学官連携共同研究施設利用要領の相当規定に基づいて、理事長がした許可、通知その他の行為とみなす。

附 則（令01要領第42号・一部改正）

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令02規程第8号・一部改正）

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令02要領第68号・一部改正）

この要領は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令02要領第79号・一部改正）

この要領は、令和3年2月17日から施行し、改正後の別表の規定は、令和3年1月1日から適用する。

附 則（令04要領第12号・一部改正）

この要領は、令和4年7月1日から施行する。

附 則（令04要領第54号・一部改正）

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表

事業所等	建物及びスペース
北海道センター	北海道産学官連携研究棟の全部
東北センター	東北産学官連携研究棟の全部
つくばセンター	つくば本部・情報技術共同研究棟 ・ 3階～5階 ・ 6201室～6204室、6205-1及び6205-2室 ・ 6301室～6305室 ・ 6401室～6405室
中部センター	中部産学官連携研究棟の全部
関西センター	関西産学官連携研究棟の全部
臨海副都心センター	別館バイオ・IT融合研究棟の全部

※いずれの棟においても、機械室等の特定専用スペース及びトイレ・ロビー等の

共用スペースは本表に含めない。